

登山者に該当しないことの申出

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては団体名及び代表者職氏名)

静岡県富士登山条例（令和 7 年静岡県条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する登山者から除く者に該当する者として、次のとおり申し出ます。

該当者	(個人の場合は氏名、団体等の場合は所属名を記載)
該当事由	ア 山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務 イ 山岳遭難を未然に防止するための業務 ウ 山小屋、避難小屋、売店その他登山者の利便に供する施設の運営に必要な業務 エ 上記以外で、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの ※「エ」を選択した場合は、次の項目も必ず選択する
上記でエの場合のみ	1 非常災害に対処するための業務 2 森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務 3 生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害の防止のために行う鳥獣の捕獲等の業務 4 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の管理の業務 5 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 15 条及び第 42 条第 1 項に規定する県道の管理及び維持又は修繕の業務 6 公共工事の施工又は監理の業務 7 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務の遂行のための業務 8 静岡県世界遺産富士山基本条例（平成 27 年静岡県条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する富士山の保全の業務 9 次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の業務 ア 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 26 号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。） イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物 ウ 電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備 10 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして知事が認めるもの

- ※ 該当する事由を○で囲むこと。
- ※ 選択した事由を識別できる証（腕章、確認証、証明書等）の写真を添付すること。
- ※ 入山する際、当該申出に添付した証を現地スタッフに提示すること。
- ※ 原則として入山日より 2 週間前までに到達させること。

【記載例】

登山者に該当しないことの申出

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇
氏 名 株式会社〇〇 代表 〇〇〇〇
(団体にあっては団体名及び代表者職氏名)

静岡県富士登山条例（令和 7 年静岡県条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する登山者から除く者に該当する者として、次のとおり申し出ます。

該当者	(個人の場合は氏名、団体等の場合は所属名を記載)
該当事由	ア 山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務 イ 山岳遭難を未然に防止するための業務 ウ 山小屋、避難小屋、売店その他登山者の利便に供する施設の運営に必要な業務 エ 上記以外で、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの ※「エ」を選択した場合は、次の項目も必ず選択する
上記でエの場合のみ	1 非常災害に対処するための業務 (噴火、落石等の災害に関する取材の場合) 2 森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務 3 生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害の防止のために行う鳥獣の捕獲等の業務 4 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の管理の業務 5 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 15 条及び第 42 条第 1 項に規定する県道の管理及び維持又は修繕の業務 6 公共工事の施工又は監理の業務 7 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務の遂行のための業務 8 静岡県世界遺産富士山基本条例（平成 27 年静岡県条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する富士山の保全の業務 (混雑状況の取材や時間規制の実施に関する取材の場合) 9 次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の業務 ア 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 26 号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。） イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物 ウ 電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備 10 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして知事が認めるもの

※ 該当する事由を○で囲むこと。

※ 選択した事由を識別できる証（腕章、確認証、証明書等）の写真を添付すること。

※ 入山する際、当該申出に添付した証を現地スタッフに提示すること。

※ 原則として入山日より 2 週間前までに到達させること。

「8」の事由で届出する場合は、取材計画（日時・目的・場所・放送予定日等）もあわせて提供してください。